

子どもでも簡単にできる 後払い決済のトラブル



事例1

学生の娘が親に無断で、後払いできるプリペイドカードのアプリをダウンロードし、3万円分をチャージして買い物に使用した。その後、支払いを放置していたようで、弁護士事務所から債権譲渡通知書が届いた。

事例2

SNSで「簡単に稼げる副業サイト」の広告を見て連絡を取り「稼ぐためのマニュアル」を5,000円で購入するように言われ、チャージ式プリペイドカードの後払い決済で支払った。

マニュアルは役に立たず、サイト業者とも連絡が取れなくなった。私は中学生で、親には相談していない。

事例3

16歳の息子が後払い決済で洋服やアクセサリー、定期購入のサプリメントなどを次々と購入し、支払いをしていなかったようで督促状が何通も届いている。本人も総額は分からないと言っている。

主な特徴と問題点

商品を手に入れた後に、コンビニなどで支払いができる「後払い決済サービス」は、クレジットカードを持たない人でも気軽に利用できる決済手段として関心が高いサービスです。

年齢制限を設けていない、利用条件が厳しくない、電話番号やメールアドレスなどを入力するだけで簡単に利用できるサービスもあり、本来は、親権者に同意を得なければならないにも関わらず、安易に後払い決済をしたことでトラブルになったという相談が寄せられています。

学校の友達やSNSで知り合った人から、決済ができるカードを作る方法を教わり作ってみたというケースもあり、日頃から買い物のルールや決済のしくみ、お金のたいせつさを話し合うことが望まれます。

消費者へのアドバイス

①後払い決済サービスを利用する際は、親権者などの同意を得

るようにし、支払えるか否かをしっかり考えましょう。
②滞納すると督促を受け、最終的に延滞金を加算されたり、次回以降利用できなくなったりする場合があります。支払いの問題が起きたら放置せず、すぐに相談しましょう。

困った時は、お近くの消費生活センターなどにご相談ください。消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

白岡市消費生活センター相談日

相談曜日 月曜日～金曜日（祝日を除く。）
相談時間 午前10時～正午、午後1時～3時
場所・連絡先 市役所2階消費生活センター ☎0480(93)7700



問
合
せ

●埼玉県消費生活支援センター熊谷
☎048(524)0999
午前9時～午後4時（土・日曜日、祝日は休業）



市国際交流事業のご案内

本事業は白岡国際交流会に委託しています

Experience
体験

▶オープンサロン (10・12・1月に開催予定)

さまざまな国の文化を体験できるだけでなく、多くのかたと触れ合い国際交流できる機会です！



Practice
実践

▶日本語教室 (毎週木・日曜日 午前10時～11時30分に開催)

マンツーマン形式なので、コミュニケーションをとりながら、楽しく日本語を教えることや学ぶことができます。
※日本語学習支援ボランティアを募集中です！



Skill up
向上

▶日本語学習支援ボランティア養成講座 (2月に開講予定)

経験者のかたも未経験者のかたも日本語学習支援の方法をいっしょに学んでみませんか！



それぞれの詳細については、実施月の広報しらおかでお知らせします。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。

○国際交流会で企画してほしいイベントはありますか？
市民の皆さんの声をお待ちしています！

問合せ 地域振興課市民協働担当 ☎0480(92)1111 内線382・383

日本語教室開催予定表

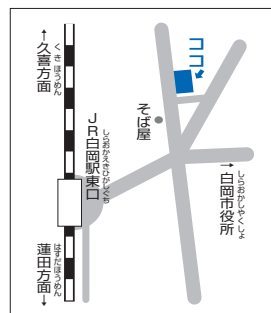
日本語にお困りの外国人を対象とした教室です。参加しませんか！

7月 July

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

開催日時▶○の木曜日・日曜日
午前10:00～11:30

費用▶無料
場所▶白岡市小久喜1227-1
中央公民館



※状況により、開催しない場合があります。